

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号
特許第7556193号
(P7556193)

(45)発行日 令和6年9月26日(2024.9.26)

(24)登録日 令和6年9月17日(2024.9.17)

(51)国際特許分類 F I
G 0 6 Q 20/24 (2012.01) G 0 6 Q 20/24
G 0 6 Q 30/0207(2023.01) G 0 6 Q 30/0207

請求項の数 8 (全33頁)

(21)出願番号	特願2019-223733(P2019-223733)	(73)特許権者	000004237 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号
(22)出願日	令和1年12月11日(2019.12.11)	(74)代理人	100110928 弁理士 速水 進治
(65)公開番号	特開2021-93006(P2021-93006A)	(72)発明者	金野 大 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内
(43)公開日	令和3年6月17日(2021.6.17)	(72)発明者	高橋 一徳 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内
審査請求日	令和4年11月7日(2022.11.7)	(72)発明者	三田 繁勝 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内
		審査官	阿部 圭子

最終頁に続く

(54)【発明の名称】 電子決済利用支援装置、電子決済利用支援方法、およびプログラム

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択する選択手段と、

選択された前記決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決める順位付け手段と、前記順位付け手段により決定された前記優先順位を付けて前記決済手段を当該利用者に提示する提示手段と、

を備え、

前記利用者の位置情報から周辺の店舗を特定する特定手段をさらに備え、

前記選択手段は、前記利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、特定された前記店舗のいずれかで利用可能な決済手段を選択し、

前記順位付け手段は、選択された前記決済手段に対して、各前記店舗の特典情報に基づき、前記優先順位を決定し、

前記提示手段は、前記優先順位が最上位の決済手段を利用可能な店舗を当該利用者に提示する、電子決済利用支援装置。

【請求項2】

請求項1に記載の電子決済利用支援装置において、

前記提示手段は、前記優先順位が最上位の決済手段の決済に関する条件を示す決済条件に従い、当該最上位の決済手段とは別の決済手段を併せて当該利用者に提示する、電子決済利用支援装置。

【請求項 3】

請求項 1 または 2 に記載の電子決済利用支援装置において、
前記利用者の入力を用いて前記所定の規則を設定する設定手段をさらに備える、電子決済利用支援装置。

【請求項 4】

請求項 1 から 3 のいずれか一項に記載の電子決済利用支援装置において、
前記順位付け手段は、前記利用者の前記決済手段の利用履歴を示す履歴情報を用いて前記決済手段の前記優先順位を決める、電子決済利用支援装置。

【請求項 5】

請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の電子決済利用支援装置において、
利用すると選択された前記決済手段による決済を行う決済会社に、前記店舗で前記利用者が利用した当該決済会社の前記決済手段の決済情報を送信する送信手段、をさらに備える、電子決済利用支援装置。

10

【請求項 6】

請求項 5 に記載の電子決済利用支援装置において、
前記提示手段は、前記利用者による複数の前記決済手段の利用の選択を受け付けたとき、選択された前記複数の決済手段による決済処理を行うための決済情報を含む一つの二次元コードを提示し、
前記送信手段は、前記複数の決済手段に決済金額を振り分けて決済情報を生成して各前記決済手段に対応する前記決済会社に送信する、電子決済利用支援装置。

20

【請求項 7】

電子決済利用支援装置が、
利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択し、
選択された前記決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決定し、
決定された前記優先順位を付けて前記決済手段を当該利用者に提示し、
前記利用者の位置情報から周辺の店舗を特定し、
前記選択する際、前記利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、特定された前記店舗のいずれかで利用可能な決済手段を選択し、
前記優先順位を決定する際、選択された前記決済手段に対して、各前記店舗の特典情報に基づき、前記優先順位を決定し、
前記提示する際、前記優先順位が最上位の決済手段を利用可能な店舗を当該利用者に提示する、電子決済利用支援方法。

30

【請求項 8】

コンピュータに、
利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択する手順、
選択された前記決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決定する手順、
決定された前記優先順位を付けて前記決済手段を当該利用者に提示する手順、
前記利用者の位置情報から周辺の店舗を特定する手順、を実行させ、
前記選択する手順において、前記利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、特定された前記店舗のいずれかで利用可能な決済手段を選択し、
前記優先順位を決定する手順において、選択された前記決済手段に対して、各前記店舗の特典情報に基づき、前記優先順位を決定し、
前記提示する手順において、前記優先順位が最上位の決済手段を利用可能な店舗を当該利用者に提示する、プログラム。

40

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、電子決済利用支援装置、電子決済利用支援方法、およびプログラムに関する。

50

【背景技術】

【0002】

利用者の携帯端末を用いてキャッシュレスで決済処理を行うための様々な決済手段が存在し、さらに、近年、新たな決済手段も多く出現している。様々な決済手段が存在する中で、利用時点で、どの決済手段を利用するのが一番得なのかが分からないのは、利用者にとって不便であり合理的ではない。

特許文献1には、複数のカードを携帯せずに、カードの決済時に、購入場所、購入日時、購入金額、顧客の定めた優先事項に応じて、決済に最適なカードを顧客に提案するカード決済システムが記載されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【文献】特開2017-130092号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

店舗で決済手段を取り扱う際に、当該決済手段を利用するための装置やシステムの導入コスト、利用手数料などがかかる。このため、店舗ではすべての決済手段を採用することは少ない。そのため、店舗毎に利用できる決済手段は異なり、利用者側からすると、どの店舗でどの決済手段が利用できるのかが分かりづらいといった問題点があった。

【0005】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、店舗で利用可能な決済手段を利用者が迷わず適切に選択でき、電子決済の利用を推進する技術を提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明の各側面では、上述した課題を解決するために、それぞれ以下の構成を採用する。

【0007】

第一の側面は、電子決済利用支援装置に関する。

第一の側面に係る電子決済利用支援装置は、

利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択する選択手段と、

選択された前記決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決める順位付け手段と、前記順位付け手段により決定された前記優先順位を付けて前記決済手段を当該利用者に提示する提示手段と、を有する。

【0008】

第二の側面は、少なくとも1つのコンピュータにより実行される電子決済利用支援方法に関する。

第二の側面に係る電子決済利用支援方法は、

電子決済利用支援装置が、

利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択し、

選択された前記決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決定し、

決定された前記優先順位を付けて前記決済手段を当該利用者に提示する、ことを含む。

【0009】

なお、本発明の他の側面としては、上記第二の側面の電子決済利用支援方法を少なくとも1つのコンピュータに実行させるプログラムであってもよいし、このようなプログラムを記録したコンピュータが読み取り可能な記録媒体であってもよい。この記録媒体は、非一時的な有形の媒体を含む。

このコンピュータプログラムは、コンピュータにより実行されたとき、コンピュータに

10

20

30

40

50

、電子決済利用支援装置上で、その電子決済利用支援方法を実施させるコンピュータプログラムコードを含む。

【0010】

なお、以上の構成要素の任意の組合せ、本発明の表現を方法、装置、システム、記録媒体、コンピュータプログラムなどの間で変換したものもまた、本発明の態様として有効である。

【0011】

また、本発明の各種の構成要素は、必ずしも個々に独立した存在である必要はなく、複数の構成要素が一個の部材として形成されていること、一つの構成要素が複数の部材で形成されていること、ある構成要素が他の構成要素の一部であること、ある構成要素の一部と他の構成要素の一部とが重複していること、等でもよい。

10

【0012】

また、本発明の方法およびコンピュータプログラムには複数の手順を順番に記載してあるが、その記載の順番は複数の手順を実行する順番を限定するものではない。このため、本発明の方法およびコンピュータプログラムを実施するときには、その複数の手順の順番は内容的に支障のない範囲で変更することができる。

【0013】

さらに、本発明の方法およびコンピュータプログラムの複数の手順は個々に相違するタイミングで実行されることに限定されない。このため、ある手順の実行中に他の手順が発生すること、ある手順の実行タイミングと他の手順の実行タイミングとの一部ないし全部が重複していること、等でもよい。

20

【発明の効果】

【0014】

上記各側面によれば、店舗で利用可能な決済手段を利用者が迷わず適切に選択でき、電子決済の利用を推進する技術を提供することができる。

【図面の簡単な説明】

【0015】

【図1】本発明の実施の形態に係る電子決済システムの構成例を概念的に示すブロック図である。

【図2】本発明の実施の形態に係る電子決済利用支援装置の論理的な構成例を示す機能ブロック図である。

30

【図3】図2に示す電子決済利用支援装置を実現するコンピュータのハードウェア構成を例示するブロック図である。

【図4】電子決済利用支援装置を実現するプログラムの構成例を示す図である。

【図5】本実施形態の電子決済利用支援装置の動作の一例を示すフローチャートである。

【図6】店舗別決済手段テーブルのデータ構造の一例を示す図である。

【図7】優先順位付け規則設定情報のデータ構造の一例を示す図である。

【図8】決済手段別の各種情報のデータ構造の一例を示す図である。

【図9】本実施形態のおすすめ画面の一例を示す図である。

【図10】本実施形態のおすすめ画面の他の例を示す図である。

40

【図11】本実施形態の電子決済利用支援装置の動作の一例を示すフローチャートである。

【図12】ユーザ情報のデータ構造の一例を示す図である。

【図13】本実施形態の電子決済利用支援装置の動作の他の例を示すフローチャートである。

【図14】決済手段別の利用限度情報のデータ構造の一例を示す図である。

【図15】本実施形態の電子決済利用支援装置の動作の一例を示すフローチャートである。

【図16】本実施形態のおすすめ画面の例を示す図である。

【図17】本実施形態の電子決済利用支援装置の論理的な構成例を示す機能ブロック図である。

【図18】本実施形態の電子決済利用支援装置の動作の一例を示すフローチャートである。

50

【図 19】本実施形態のおすすめ画面の例を示す図である。

【図 20】カテゴリ別店舗決済手段テーブルのデータ構造の一例を示す図である。

【図 21】実施例 1 のおすすめ画面の一例を示す図である。

【図 22】実施例 2 のおすすめ画面の一例を示す図である。

【図 23】実施例 2 の地図情報画面の一例を示す図である。

【図 24】本実施形態に係る電子決済システムの概要を説明するための図である。

【図 25】本実施形態の電子決済利用支援装置の論理的な構成例を示す機能ブロック図である。

【図 26】転送テーブルのデータ構造の一例を示す図である。

【図 27】利用者の決済手段の利用に関する情報のデータ構造の例を示す図である。

10

【発明を実施するための形態】

【0016】

以下、本発明の実施の形態について、図面を用いて説明する。尚、すべての図面において、同様な構成要素には同様の符号を付し、適宜説明を省略する。以下の各図において、本発明の本質に関わらない部分の構成については省略してあり、図示されていない。

【0017】

実施形態において「取得」とは、自装置が他の装置や記憶媒体に格納されているデータまたは情報を取りに行くこと（能動的な取得）、および、自装置に他の装置から出力されるデータまたは情報を入力すること（受動的な取得）の少なくとも一方を含む。能動的な取得の例は、他の装置にリクエストまたは問い合わせしてその返信を受信すること、及び、他の装置や記憶媒体にアクセスして読み出すこと等がある。また、受動的な取得の例は、配信（または、送信、プッシュ通知等）される情報を受信すること等がある。さらに、「取得」とは、受信したデータまたは情報の中から選択して取得すること、または、配信されたデータまたは情報を選択して受信することであってもよい。

20

【0018】

（第 1 の実施の形態）

<システム概要>

図 1 は、本発明の実施の形態に係る電子決済システム 1 の構成例を概念的に示すブロック図である。電子決済システム 1 は、店舗で利用者 U が商品代金を電子決済するためのシステムである。電子決済システム 1 は、サーバ 10 と、ユーザ端末 20 と、店舗端末 30 と、を含む。サーバ 10 は、後述する本実施形態の電子決済利用支援装置による電子決済の利用の支援対象となる各種決済手段に関する情報を管理する。

30

【0019】

ユーザ端末 20 は、スマートフォン、タブレット端末等である。店舗端末 30 は、利用者 U が購入する商品やサービスに対する代金の精算処理を行う機能を少なくとも有する端末である。店舗端末 30 は、商品登録機能を含む P O S (Point Of Sales) 端末であってもよいし、精算処理専用の端末であってもよい。利用者 U は、ユーザ端末 20 を用いて代金の支払い、所謂、電子決済の手続きを行うことができる。

【0020】

ユーザ端末 20 を用いた電子決済手段の決済方法は、例えば以下のように分類されるが、これらに限定されない。

40

(a 1) 二次元コード決済（二次元コードは、Q R (Quick Response) コード（登録商標）、またはバーコードなどである。）と呼ばれ、決済情報を含む二次元コードをユーザ端末 20 または店舗側で提示させて、相手側に読み取らせることで決済情報を送受信して決済処理を行う。

(a 2) N F C (Near Field Communication) 規格等の非接触通信方式のリーダーと、ユーザ端末 20 の R F I D (Radio Frequency Identification) 等の I C (Integrated Circuit) チップとの間で通信を行い、決済情報を送受信して決済処理を行う。

【0021】

各決済手段の支払い方法は、例えば、前払い方式、後払い方式、即時払い方式などがあ

50

る。

前払い方式では、現金、または、クレジットカード、デビットカード、金融機関の口座等から、手動または自動（所謂オートチャージ）によりチャージされた電子マネーから代金が支払われる。

後払い方式では、クレジットカードを用いて、または金融機関の口座から代金が支払われる。

即時払い方式は、デビットカードを用いて金融機関の口座から代金が支払われる。

さらに、各社により付与され貯蓄されているポイントを、代金の少なくとも一部に充当して支払うこともできる。

【 0 0 2 2 】

<機能構成例>

図 2 は、本発明の実施の形態に係る電子決済利用支援装置 1 0 0 の論理的な構成例を示す機能ブロック図である。電子決済利用支援装置 1 0 0 は、選択部 1 0 2 と、順位付け部 1 0 4 と、提示部 1 0 6 と、を備える。

【 0 0 2 3 】

選択部 1 0 2 は、利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択する。

順位付け部 1 0 4 は、選択された決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決める。

提示部 1 0 6 は、順位付け部 1 0 4 により決定された優先順位を付けて決済手段を当該利用者に提示する。提示部 1 0 6 は、例えば、ユーザ端末 2 0（図 1）の表示装置 1 2 0 に各種の画面を表示させる。

【 0 0 2 4 】

本実施形態では、決済手段は、上述した各社が提供する二次元コード決済、各社の電子マネー、各社のクレジットカード、デビットカード等である。利用者が利用可能な決済手段とは、例えば、ユーザのユーザ端末 2 0 に、当該決済手段を利用するためのアプリケーションをインストールしたものである。

【 0 0 2 5 】

さらに、電子決済利用支援装置 1 0 0 は、電子決済利用支援装置 1 0 0 が利用する各種情報を記憶する記憶装置 1 1 0 を備える。記憶装置 1 1 0 は、電子決済利用支援装置 1 0 0 の内部に設けられてもよいし、外部に設けられてもよい。記憶装置 1 1 0 は、物理的に複数の記憶装置であってもよい。

【 0 0 2 6 】

<ハードウェア構成例>

図 3 は、図 2 に示す電子決済利用支援装置 1 0 0 を実現するコンピュータ 1 0 0 0 のハードウェア構成を例示するブロック図である。コンピュータ 1 0 0 0 は、バス 1 0 1 0、プロセッサ 1 0 2 0、メモリ 1 0 3 0、ストレージデバイス 1 0 4 0、入出力インタフェース 1 0 5 0、およびネットワークインタフェース 1 0 6 0 を有する。

【 0 0 2 7 】

バス 1 0 1 0 は、プロセッサ 1 0 2 0、メモリ 1 0 3 0、ストレージデバイス 1 0 4 0、入出力インタフェース 1 0 5 0、およびネットワークインタフェース 1 0 6 0 が、相互にデータを送受信するためのデータ伝送路である。ただし、プロセッサ 1 0 2 0 などを互いに接続する方法は、バス接続に限定されない。

【 0 0 2 8 】

プロセッサ 1 0 2 0 は、CPU（Central Processing Unit）やGPU（Graphics Processing Unit）などで実現されるプロセッサである。

【 0 0 2 9 】

メモリ 1 0 3 0 は、RAM（Random Access Memory）などで実現される主記憶装置である。

【 0 0 3 0 】

10

20

30

40

50

ストレージデバイス1040は、HDD (Hard Disk Drive)、SSD (Solid State Drive)、メモリカード、又はROM (Read Only Memory) などで実現される補助記憶装置である。ストレージデバイス1040はコンピュータ1000の各機能を実現するプログラムモジュールを記憶している。プロセッサ1020がこれら各プログラムモジュールをメモリ1030上に読み込んで実行することで、そのプログラムモジュールに対応する各機能が実現される。また、ストレージデバイス1040は記憶装置110に記憶される各情報も記憶している。

【0031】

プログラムモジュールは、記録媒体に記録されてもよい。プログラムモジュールを記録する記録媒体は、非一時的な有形のコンピュータ1000が使用可能な媒体を含み、その媒体に、コンピュータ1000 (プロセッサ1020) が読み取り可能なプログラムコードが埋め込まれてよい。

10

【0032】

入出力インタフェース1050は、コンピュータ1000と各種入出力機器とを接続するためのインタフェースである。

【0033】

ネットワークインタフェース1060は、コンピュータ1000を通信ネットワークに接続するためのインタフェースである。この通信ネットワークは、例えばLAN (Local Area Network) やWAN (Wide Area Network) である。ネットワークインタフェース1060が通信ネットワークに接続する方法は、無線接続であってもよいし、有線接続であってもよい。

20

【0034】

そして、コンピュータ1000は、入出力インタフェース1050またはネットワークインタフェース1060を介して、必要な機器 (例えば、タッチパネル等の表示装置、入力装置、撮像カメラ、マイクロフォン、およびスピーカ) に接続する。

【0035】

電子決済利用支援装置100は、サーバ10およびユーザ端末20などの組み合わせにより実現されるため、サーバ10およびユーザ端末20をそれぞれ構成する複数のコンピュータ1000により実現される。ユーザ端末20は、例えば、スマートフォン、タブレット端末などである。例えば、電子決済利用支援装置100は、ユーザ端末20に、当該電子決済利用支援装置100を実現するためのプログラム (図4の電子決済利用支援プログラム50) をインストールして起動することで実現される。ユーザ端末20にインストールされたプログラムにより、通信ネットワーク3を介してサーバ10に接続し、各社の決済手段および店舗などに関する情報を取得することができる。

30

【0036】

本実施形態では、例えば、図4に示すように、電子決済利用支援プログラム50と、さらに、利用者Uが利用登録した各社の決済処理用アプリケーション52 (図中、A社Payアプリ52a、B社Payアプリ52b、C社Payアプリ52cと示される) が少なくとも2つ、インストールされている。以後、特に区別する必要がない場合は、決済処理用アプリケーション52と呼ぶ。

40

【0037】

電子決済利用支援プログラム50は、例えば、ユーザ端末20における各社の決済手段 (決済処理用アプリケーション52) の利用を管理したり、未だ利用登録されていない決済手段 (決済処理用アプリケーション52) の情報を利用者Uに提供したりするための機能を実現する。

【0038】

他の例では、ユーザ端末20において、所定のブラウザを起動し、インターネットなどの通信ネットワーク3を介して電子決済利用支援装置100のサービスを提供するウェブページにアクセスすることで、電子決済利用支援装置100の機能を利用者Uに提供してもよい。このウェブページは、予め利用者Uが本システムのサービスへの利用登録を行い

50

、ユーザ情報を登録および認証情報を取得することで利用可能になる、所謂、ポータルサイトである。この構成では、電子決済利用支援プログラム50は、サーバ10上で動作する。なお、この構成については後述する第6の実施の形態で詳細に説明する。

【0039】

さらなる他の例では、コンピュータ1000は、電子決済利用支援装置100のサービスを提供するSaaS(Software as a Service)などシステムのサーバ装置であってもよい。ユーザ端末20は、インターネットなどの通信ネットワーク3を介してサーバ10にアクセスし、サーバ10上で動作するプログラムにより電子決済利用支援装置100が実現されてもよい。

【0040】

図2の本実施形態の電子決済利用支援装置100の各構成要素は、図3のコンピュータ1000のハードウェアとソフトウェアの任意の組合せによって実現される。そして、その実現方法、装置にはいろいろな変形例があることは、当業者には理解されることである。以下説明する各実施形態の電子決済利用支援装置100を示す機能ブロック図は、ハードウェア単位の構成ではなく、論理的な機能単位のブロックを示している。

【0041】

<動作例>

図5は、本実施形態の電子決済利用支援装置100の動作の一例を示すフローチャートである。

まず、選択部102は、利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択する(ステップS101)。

【0042】

利用者が現在居る店舗の特定方法は、以下に例示されるがこれらに限定されない。

(b1) ユーザ端末20のGPS(Global Positioning System)機能などを用いて、現在位置情報を取得し、地図情報から現在位置の店舗を特定

(b2) (b1)の地図をユーザ端末20に表示し、地図上の店舗の中から利用者Uが来店中の店舗を選択

(b3) 店舗に設けられている入店確認用の端末にユーザ端末20をタッチさせて近距離通信させ、店舗の端末から店舗情報をユーザ端末20が受信

【0043】

図6は、店舗別決済手段テーブル130のデータ構造の一例を示す図である。店舗別決済手段テーブル130は、店舗毎に利用可能な決済手段を対応付けて記憶している。この例では、利用可能な決済手段に丸印が対応付けられている。これは一例であり、利用可能な決済手段の識別情報を店舗別に対応付けて記憶してもよいし、利用可能な決済手段には「1」を、利用できない決済手段には「0」または「NULL」を対応付けて記憶してもよい。

【0044】

選択部102は、ユーザ端末20にアプリケーションがインストール済みの決済手段の中から、特定された店舗に対応する決済手段を選択する。

例えば、利用者Uが店舗Saに入店したことが特定された場合、店舗別決済手段テーブル130から、店舗Saで利用可能な決済手段は、A社とC社の二次元コード決済であると特定される。

【0045】

選択部102は、ユーザ端末20にインストールされている決済処理用アプリケーション52に対応する決済手段の中から、店舗Saで利用可能と特定された決済手段を選択する。ユーザ端末20には、A社、B社、C社の決済処理用アプリケーション52がインストール済みであるので、選択部102は、A社とC社の二次元コード決済を選択する。

【0046】

図5に戻り、順位付け部104は、選択された決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決める(ステップS103)。

10

20

30

40

50

所定の規則は、当該決済手段の利用による還元率、およびポイント付与率、ならびに、当該決済手段のキャンペーンの有無、および内容（利用制限額、クーポン有無、特典）などの利用条件のうち、少なくとも一つ、または、どれを優先して順位付けするのかが指定される。

【0047】

図7は、優先順位付け規則設定情報140のデータ構造の一例を示す図である。

優先順位付け規則設定情報140には、優先順位を決める際に優先する条件の優先順位が設定されている。この例では、1位がキャンペーンの有無であり、2位が還元率、3位がポイント付与率となっている。

【0048】

電子決済利用支援装置100は、利用者Uの入力を用いて所定の規則を設定する設定部（不図示）をさらに備えてもよい。設定部は、例えば、電子決済利用支援装置100のプログラムまたは利用者U専用のウェブサイトの設定画面（不図示）において、所定の規則の設定の入力を受け付けることができよう。この場合、所定の規則は、利用者U毎に設定される。設定部により設定された規則は優先順位付け規則設定情報140に登録される。

【0049】

図8は、決済手段別の各種情報のデータ構造の一例を示す図である。図8(a)は、決済手段別情報152のデータ構造の一例を示し、図8(b)は、キャンペーン情報154のデータ構造の一例を示している。決済手段別情報152は、決済手段別に還元率およびキャンペーン識別情報が記憶されている。この例では、現在キャンペーン実施中のキャンペーンがあるものについて、キャンペーン識別情報が対応付けられている。実施中のキャンペーンがないものは、キャンペーン識別情報は対応付けられていない。キャンペーン情報154は、図8(a)のキャンペーン識別情報（図中、キャンペーンIDと示す）別に、キャンペーンの詳細な内容を記憶している。キャンペーン情報154は、例えば、キャンペーンの実施期間（または実施日時）、具体的な内容、利用制限、ポイント付与率、付与されるクーポンの情報、その他の追加情報などを含む。

【0050】

図8の決済手段に関する情報は、決済手段を提供している各社から提供された情報を取得したものである。各社からの情報の取得方法は以下に例示されるが、これらに限定されない。

(c1) 電子決済利用支援装置100が提供する事業者向けの専用ウェブページに、情報入力用のフォームを表示し、事業者に入力させる。

(c2) 事業者または利用者Uから提供される、または、電子決済利用支援装置100の管理者がウェブサイトなどから収集した、各社の情報を、管理者が電子決済利用支援装置100に入力する。ただし、当該事業者以外から情報を取得して利用する場合は、これを適法に行うものとする。

【0051】

本実施形態では、順位付け部104は、キャンペーンの有無を最優先し、次に、還元率を優先して、優先順位を付けるという規則に従い、優先順位を決定するものとする。図8(a)の決済手段別情報152から、C社にはキャンペーン情報がなく、A社にはキャンペーン情報があるため、A社が優先順位1位に決定される。C社はA社より還元率が高いが、優先順位は2位に決定される。

【0052】

図5に戻り、提示部106は、ステップS103で順位付け部104により決定された優先順位を付けて決済手段を当該利用者に提示する（ステップS105）。ここで、優先順位を付けて提示する方法は、優先順位の順に並べて表示、優先順位を決済手段に付して表示、優先順位が上位（又は最上位）の決済手段のみを表示する、優先順位が上位（又は最上位）の決済手段を強調表示する等が考えられる。さらに、優先順位が最上位の決済手段のアプリケーションを自動的に起動し、決済手続きをスムーズに行えるようにしてもよい。

10

20

30

40

50

【 0 0 5 3 】

提示部 1 0 6 は、例えば、ユーザ端末 2 0 の表示装置 1 2 0 におすすめ画面 1 6 0 を表示させることで、決済手段を利用者に提示する。

【 0 0 5 4 】

図 9 は、提示部 1 0 6 により提示されるおすすめ画面 1 6 0 の一例を示す図である。

おすすめ画面 1 6 0 には、選択部 1 0 2 により選択された少なくとも 2 つの決済手段について、優先順位の高い順に、順位 1 6 2 と、決済手段のロゴマーク 1 6 4 と、決済手段の名称表示部 1 6 6 と、が表示される。ロゴマーク 1 6 4 と名称表示部 1 6 6 は、当該決済手段の決済処理用アプリケーション 5 2 の起動操作を受け付ける操作ボタンの機能を有してよい。あるいは、当該決済手段の利用サービス用のウェブサイトへのリンクを含み、押下されると当該ウェブサイトを表示させる機能を有していてもよい。

10

【 0 0 5 5 】

順位 1 6 2 が 1 位の決済手段については、例えば、星マークなどの強調表示 1 6 8 が付されてもよい。強調表示方法は、これに限定されず、ハイライト表示、点滅表示、色替え、アニメーション表示、3 D 表示等様々な手法を用いてよい。また、この例では、複数の決済手段が一覧表形式で表示されているが、他の G U I (Graphical User Interface) で表示することもできる。例えば、ドラムロール式またはリスト式のプルダウンメニューで優先順位順に決済手段を表示してもよい。その場合、さらに、プルダウンメニューで選択された決済手段を利用するための操作ボタンを設けてもよい。操作ボタンの押下を受け付けると、当該決済手段の決済処理用アプリケーション 5 2 を起動させてもよいし、または、当該決済手段の利用サービス用のウェブサイトを表示させてもよい。

20

【 0 0 5 6 】

さらに、画面 1 6 0 は、現在キャンペーン中の決済手段の情報を表示するキャンペーン情報表示欄 1 7 0 を含んでもよい。キャンペーン情報表示欄 1 7 0 には、図 8 (a) の決済手段別情報 1 5 2 にキャンペーン識別情報が登録されている決済手段の情報が表示される。この例では、キャンペーン実施中の決済手段のロゴマークが表示されていて、当該決済手段のロゴマークは、当該キャンペーン情報のウェブページへのリンクを含んでいてよい。当該ロゴマークを選択操作することで、当該キャンペーン情報のウェブページを開くことができ、利用者 U はキャンペーン情報の詳細を閲覧することができる。決済手段のウェブページの U R L (Uniform Resource Locator)、ロゴマークなどを含む各種情報は、決済手段のマスタデータ (不図示) として記憶装置 1 1 0 に記憶されていてよい。

30

【 0 0 5 7 】

さらに、提示部 1 0 6 による提示方法は、通常画面表示、ポップアップ (プッシュ) 表示、メッセージ (S N S (Social Networking Service)、メール等) の配信、ウェブサイトの利用者 U 専用のウェブページへの掲載により利用者 U に提示してもよい。

【 0 0 5 8 】

利用者 U は、提示部 1 0 6 により提示された決済手段を参照し、当該店舗で利用する決済手段を決めることができる。

【 0 0 5 9 】

また、他の例では、図 1 0 に示すように、おすすめ画面 1 6 0 は、最上位の決済手段のみを表示してもよい。この例では、決済手段のロゴマーク 1 6 4 のみを表示しているが、決済手段の名称表示部 1 6 6 を表示してもよいし、決済手段のロゴマーク 1 6 4 および名称表示部 1 6 6 を表示してもよい。

40

【 0 0 6 0 】

以上説明したように、本発明の実施の形態の電子決済利用支援装置 1 0 0 によれば、選択部 1 0 2 により利用者 U が現在居る店舗で利用可能な決済手段が選択され、順位付け部 1 0 4 により、選択された決済手段の優先順位が決定され、提示部 1 0 6 により決済手段が優先順位を付けて利用者 U に提示される。

【 0 0 6 1 】

この構成によれば、利用者 U は、自身が利用可能な決済手段の中から、現在居る店舗で

50

どの決済手段が利用可能であり、かつ、どの決済手段を利用するのが一番得かを知ることができる。代金の支払い時にどの決済手段を利用すればよいかを迷わずに済み、スムーズに精算処理を行うことができる。店舗側も、すべての決済手段を採用していなくても、利用者Uに不便をかけずに済む。これにより、店舗においても利用者においても電子決済の利用が推進される。

【 0 0 6 2 】

(第 2 の実施の形態)

本実施形態の電子決済利用支援装置 1 0 0 は、優先順位が最上位の決済手段の利用可能な金額が支払い金額に対して不足する場合等に、別の決済手段を利用者Uに提示する構成を有する点以外は上記実施形態と同様である。

10

【 0 0 6 3 】

< 機能構成例 >

本実施形態の電子決済利用支援装置 1 0 0 は、上記実施形態の図 2 と同じ構成を有するので、本実施形態でも図 2 を用いて説明する。提示部 1 0 6 は、優先順位が最上位の決済手段の決済に関する条件を示す決済条件に従い、当該最上位の決済手段とは別の決済手段を併せて当該利用者Uに提示する。

【 0 0 6 4 】

決済条件は、以下に例示されるがこれらに限定されない。

(d 1) 支払い金額に対して決済手段の現在の利用可能な額を超える

(d 2) 決済手段毎に利用者Uにより指定された金額を超える

(d 3) 還元率が適用される利用金額の上限を超える

20

【 0 0 6 5 】

最上位の決済手段が上記の決済条件を満たす場合、提示部 1 0 6 は、上記決済条件を満たさない別の決済手段を利用者Uに提示する。このとき、別の決済手段は、順位付け部 1 0 4 により決定された優先順位順に決済条件を満たすか否か判定してよい。

【 0 0 6 6 】

他の例において、電子決済利用支援装置 1 0 0 は、上記の決済条件を満たすか否かを判定する判定部 (不図示) をさらに備えてもよい。この場合、判定部は、選択部 1 0 2 で選択された決済手段にそれぞれついて判定を行い、決済条件を満たさないと判定された決済手段について、順位付け部 1 0 4 が順位付けをしてもよい。

30

【 0 0 6 7 】

別の決済手段を利用者Uに提示するタイミングは以下に例示されるが、これらに限定されない。

(e 1) 図 9 または図 1 0 のおすすめ画面 1 6 0 を表示したとき、上記 (d 1) の条件で最上位の決済手段の利用可能な金額が 0 円 (または 0 ポイント) の場合

(e 2) 最上位の決済手段の決済処理用アプリケーション 5 2 が起動され、決済処理に進み、上記 (d 1) ~ (d 3) のいずれかの条件を満たしたとき

【 0 0 6 8 】

< 動作例その 1 >

図 1 1 は、本実施形態の電子決済利用支援装置 1 0 0 の動作の一例を示すフローチャートである。

40

提示部 1 0 6 は、図 1 2 のユーザ情報 1 4 2 を参照し、順位付け部 1 0 4 により決定された最上位の決済手段の利用可能金額が足りているか否かを判定する (ステップ S 1 1 1) 。利用可能金額が支払い金額に不足している場合 (ステップ S 1 1 1 の NO) 、別の決済手段も合わせた利用を利用者Uに促すメッセージ等を提示する (ステップ S 1 1 3) 。

【 0 0 6 9 】

図 1 2 は、利用者Uの決済手段の決済に関する情報を記憶するユーザ情報 1 4 2 のデータ構造の一例を示す図である。ユーザ情報 1 4 2 は、利用者Uの決済手段別の利用可能額 (残高) や、キャンペーン上限残高等を含むが、これに限定されない。ユーザ情報 1 4 2 は、利用者Uのユーザ端末 2 0 およびサーバ 1 0 の少なくともいずれか一方の記憶装置 1

50

10に記憶される。

【0070】

別の決済手段の提示方法は以下に例示されるが、これらに限定されない。

(f1) 最上位の決済手段の残高と別の決済手段の残高を表示し、いずれの決済手段を利用するかを選択させるメッセージを表示する。さらに、支払い金額、および不足金額の少なくともいずれか一方を表示してもよい。

(f2) 少なくとも2つの決済手段を優先順位付けして表示するとともに、最上位の決済手段の残高が不足していることを通知するメッセージを表示する。

(f3) 最上位の決済手段は提示しない、または、最上位の決済手段のGUI(例えば、図9のロゴマーク164または名称表示部166)は操作を受け付けない非アクティブ表示にし、別の決済手段のGUIは操作を受け付けるアクティブ表示にする。

(f4) 最上位の決済手段が選択されたら、残高が不足していることを通知するメッセージを表示する。

(f5) 最上位の決済手段の不足分を別の決済手段に振り分けて支払うことを促すメッセージを表示する。

(f6) 最上位の決済手段と別の決済手段への支払いの振り分け金額の指定を利用者Uに入力させるGUIを表示する。

【0071】

<動作例その2>

図13は、本実施形態の電子決済利用支援装置100の動作の他の例を示すフローチャートである。

図13は、図11のフローチャートのステップS111の判定条件が異なる点以外は同じである。提示部106は、図14の利用者Uの決済手段別の利用限度情報144を参照し、順位付け部104により決定された最上位の決済手段の利用可能金額が足りているかを判定する(ステップS121)。利用可能金額が支払い金額に不足している場合(ステップS121のNO)、別の決済手段も合わせた利用を利用者Uに促すメッセージ等を提示する(ステップS113)。

【0072】

図14は、利用者Uの決済手段別の利用限度情報144のデータ構造の一例を示す図である。利用限度情報144は、利用者Uにより設定された利用限度額を決済手段別に記憶する。利用者Uによる設定は、各決済手段の決済処理用アプリケーション52または各決済手段の利用者U専用のウェブページの設定画面(不図示)で受け付けることができる。利用限度情報144は、利用者Uのユーザ端末20およびサーバ10の少なくともいずれか一方の記憶装置110に記憶される。

【0073】

以上説明したように、本実施形態の電子決済利用支援装置100によれば、提示部106により、決済条件に従い、優先順位が最上位の決済手段とは別の決済手段を利用者Uに提示することができる。この構成によれば、利用者Uは、最上位の決済手段の残高が不足している場合や、予め設定している利用限度額を超える場合に、別の決済手段に支払い代金を振り分けることができる。

【0074】

(第3の実施の形態)

本実施形態の電子決済利用支援装置100は、利用者Uが現在する店舗で利用可能な決済手段のうち、利用者Uが利用登録していない決済手段も含めて優先順位を付けて提示する構成を有する点以外は、上記実施形態の少なくともいずれか一つと同じである。また、本実施形態の構成は、後述する他の実施形態も含めた少なくともいずれか一つの実施形態と矛盾のない範囲で組み合わせることができる。本実施形態の電子決済利用支援装置100は、図2の電子決済利用支援装置100と同じ構成を有するので、図2を用いて説明する。

【0075】

10

20

30

40

50

< 機能構成例 >

本実施形態の電子決済利用支援装置 100 では、さらに、選択部 102 は、利用者 U が現在居る店舗で利用可能な決済手段を全て選択する。順位付け部 104 は、選択された決済手段に対して、優先順位を決定する。提示部 106 は、決済手段のうち、利用者 U が利用可能でない決済手段については、利用可能でないこと示す情報とともに提示する。

【0076】

利用者 U が現在居る店舗で利用可能な決済手段は、利用者 U が利用可能な決済手段に加え、さらに、利用者 U が利用登録（契約）していない決済手段、および、ユーザ端末 20 に決済処理用アプリケーション 52 をインストールしていない決済手段を含む。

【0077】

さらに、順位付け部 104 により優先順位が最上位に決定された決済手段が、利用者 U のユーザ端末 20 で利用可能になっていない場合、例えば、決済処理用アプリケーション 52 がインストールされていない場合などに、提示部 106 は、最上位の決済手段の利用登録を利用者 U に促す情報を提示してもよい。

【0078】

< 動作例 >

図 15 は、本実施形態の電子決済利用支援装置 100 の動作の一例を示すフローチャートである。

図 15 のフローチャートは、ステップ S201 およびステップ S205 を含むとともに、図 5 のフローチャートと同様なステップ S103 およびステップ S105 を含む。

【0079】

本実施形態において、選択部 102 は、利用者 U が現在居る店舗で利用可能な決済手段を全て選択する（ステップ S201）。順位付け部 104 は、ステップ S201 で選択された決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決定する（ステップ S103）。そして、提示部 106 は、優先順位を付けて決済手段を利用者 U に提示する（ステップ S105）とともに、決済手段のうち、利用者 U が利用可能でない決済手段については、利用可能でないこと示す情報とともに提示する（ステップ S205）。

【0080】

ステップ S105 で提示部 106 により提示されるおすすめ画面 160 の例を図 16 に示す。図 16 のおすすめ画面 160 は、図 9 および図 10 のおすすめ画面 160 とは、利用者 U のユーザ端末 20 に利用登録（決済処理用アプリケーション 52 のインストール）が行われていない決済手段を含めて提示する点で相違する。

【0081】

図 9 および図 10 のおすすめ画面 160 では、利用者 U が利用可能ではない B 社の決済手段については、提示されていないが、図 16 のおすすめ画面 160 では、利用者 U が利用可能でない B 社の決済手段についても、優先順位をつけて提示されている。

【0082】

おすすめ画面 160 は、さらに、決済手段が利用可能か否かを示す利用登録状況表示部 172 a および 172 b をさらに含む。利用登録状況表示部 172 a は、利用者 U が利用可能な決済手段には、利用可能であることを示す情報である「利用可」等の文字が表示されている。さらに、利用登録状況表示部 172 b は、利用者 U が利用できない決済手段には、利用登録されていないことを示す情報である「未契約」の文字が表示される。

【0083】

図 16 の例では、利用登録状況表示部 172 a に「利用可」が表示されている決済手段のロゴマーク 164 と名称表示部 166 は、図 9 と同様に当該決済手段の決済処理用アプリケーション 52 の起動操作を受け付ける操作ボタンの機能を有してよい。あるいは、当該決済手段の利用サービス用のウェブサイトへのリンクを含み、押下されると当該ウェブサイトを表示させる機能を有してよい。

【0084】

一方、図 16 の例では、利用登録状況表示部 172 b に「未契約」が表示されている決

10

20

30

40

50

済手段のロゴマーク 164 と名称表示部 166 は、当該決済手段の決済処理用アプリケーション 52 をインストールする操作を受け付ける操作ボタンの機能を有してよい。あるいは、当該決済手段の利用登録を受け付けるウェブサイトへのリンクを含み、押下されると当該ウェブサイトを表示させる機能を有していてもよい。

【0085】

さらに、「未契約」が表示されている決済手段の利用登録状況表示部 172b は、「利用可」が表示されている決済手段の利用登録状況表示部 172a よりも目立つ表示方法で表示されてもよい。

【0086】

以上説明したように、本実施形態の電子決済利用支援装置 100 によれば、選択部 102 により、利用者 U が利用登録していない決済手段を含めて、利用者 U が現在居る店舗で利用可能な決済手段がすべて選択され、順位付け部 104 により、選択された決済手段について優先順位が決定され、提示部 106 により優先順位を付けて決済手段が提示されるとともに、利用者 U が利用登録していない決済手段については、その旨を示す情報とともに提示される。

10

【0087】

近年、新たな決済手段が多数出現してきているが、新たな決済手段は既存の決済手段との差異を利用者 U に認知させるのは困難であった。また、利用者 U に新たな決済手段の利用開始を動機付けるまでの利点を伝えることも難しく、新たな利用者の獲得が各事業者にとって課題であった。

20

【0088】

この構成によれば、利用者 U が利用登録していない決済手段についても、優先順位を付けて提示することで、利用登録していない決済手段を利用者 U が認知できる。そして、その決済手段の優先順位が高い場合には、その決済手段の利用登録を利用者 U に効果的に促すことができる。また、おすすめ画面 160 から名称表示部 166 の操作ボタンを操作するだけの簡単な操作で未契約の決済手段の利用登録の手続きに進むことができるので、利用者 U にとっても利便性が高い。

【0089】

(第4の実施の形態)

<機能構成例>

30

図 17 は、本実施形態の電子決済利用支援装置 100 の論理的な構成例を示す機能ブロック図である。

本実施形態の電子決済利用支援装置 100 は、利用者 U の位置情報から周辺の複数の店舗を特定し、各店舗の特定情報を優先順位付けに反映させる構成を有する点以外は上記実施形態いずれかの構成と同様である。また、本実施形態の構成は、後述する他の実施形態も含めた少なくともいずれか一つの実施形態と矛盾のない範囲で組み合わせることができる。

【0090】

電子決済利用支援装置 100 は、図 2 の構成に加え、さらに、特定部 108 を備える。

特定部 108 は、利用者 U の位置情報から周辺の店舗を特定する。選択部 102 は、利用者 U が利用可能な複数の決済手段の中から、特定された店舗のいずれかで利用可能な決済手段を選択する。順位付け部 104 は、選択された決済手段について、所定の規則として各店舗の特典情報に基づき、優先順位を決める。提示部 106 は、優先順位が最上位の決済手段を利用可能な店舗を提示する。

40

【0091】

提示部 106 は、優先順位を付けて決済手段を提示するとともに、当該優先順位が最上位の決済手段が利用可能な店舗を提示してもよい。

【0092】

記憶装置 110 は、各店舗の位置情報を記憶している。特定部 108 は、利用者 U の位置情報から、所定の範囲内にある店舗を、各店舗の位置情報から特定する。

50

【 0 0 9 3 】

各店舗の特典情報は、例えば、店舗、店舗で取り扱いのある商品、および店舗で利用可能な決済手段に関する、キャンペーン、特典などに関する情報である。さらに、順位付け部 1 0 4 は、利用者 U の現在位置から店舗までの距離、徒歩でかかる時間の情報に基づき優先順位を決定してもよい。順位付け部 1 0 4 は、例えば、店舗までの距離や時間が短い程、当該店舗優先順位を高く決定してもよい。どの情報に基づいて優先順位を決定するのかを示す所定の規則は上記実施形態と同様に、利用者 U または電子決済利用支援装置 1 0 0 の管理者により設定できてよい。

【 0 0 9 4 】

< 動作例 >

図 1 8 は、本実施形態の電子決済利用支援装置 1 0 0 の動作の一例を示すフローチャートである。まず、特定部 1 0 8 は、利用者 U の位置情報から周辺の店舗を特定する（ステップ S 3 0 1）。そして、選択部 1 0 2 は、利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、ステップ S 3 0 1 で特定された店舗のいずれかで利用可能な決済手段を選択する（ステップ S 3 0 3）。そして、順位付け部 1 0 4 は、選択された決済手段に対して、各店舗の特定情報に基づき優先順位を決定する（ステップ S 3 0 5）。そして、提示部 1 0 6 は、優先順位を付けて決済手段を利用者 U に提示する（ステップ S 1 0 5）。さらに、提示部 1 0 6 は、優先順位が最上位の決済手段を利用可能な店舗を利用者 U に提示する（ステップ S 3 0 7）。

【 0 0 9 5 】

ステップ S 3 0 5 では、A 社の決済手段が最上位に決定されたとすると、ステップ S 3 0 7 では、A 社の決済手段を利用可能な店舗が提示される。図 1 9 は、本実施形態のおすすめ画面 1 6 0 の例を示す図である。この例では、図 1 0 のおすすめ画面 1 6 0 に、さらに、優先順位が最上位の A 社の決済手段が利用可能な店舗の店舗情報表示部 1 8 0 をさらに含んでいる。店舗情報表示部 1 8 0 には、優先順位が最上位の A 社の決済手段が利用可能な店舗の名称が表示される。さらに、店舗情報表示部 1 8 0 は、当該店舗の案内情報、例えば、住所、電話番号、地図情報、およびアクセス情報の少なくともいずれか一つを含む情報を表示する画面へ移行する操作ボタンの機能、または、当該店舗のウェブサイトへのリンクを含んでもよい。これらの各種店舗情報は、店舗マスタデータとして記憶装置 1 1 0 に記憶されていてよい。

【 0 0 9 6 】

さらに、提示部 1 0 6 は、ステップ S 3 0 1 で特定された複数の店舗の位置情報を含む地図情報をさらに表示するとともに、ステップ S 3 0 7 で提示される最上位の決済手段が利用可能な店舗を強調表示してもよい。

【 0 0 9 7 】

以上説明したように、本実施形態によれば、特定部 1 0 8 により利用者 U の周辺の複数の店舗が特定され、順位付け部 1 0 4 により各店舗の特典情報に基づき決済手段の優先順位が決定され、提示部 1 0 6 により優先順位が最上位の決済手段が利用可能な店舗が利用者 U に提示される。この構成によれば、利用者 U は、周辺の店舗の中から、優先順位が最上位の決済手段が利用できる店舗を知ることができる。そして、当該店舗に行けば、利用者 U は優先順位が最上位の決済手段を利用することができる。

【 0 0 9 8 】

（第 5 の実施の形態）

本実施形態の電子決済利用支援装置 1 0 0 は、利用者 U の決済手段の利用履歴を示す履歴情報を用いて決済手段の優先順位を決定する構成を有する点以外は、上記実施形態と同様である。本実施形態の電子決済利用支援装置 1 0 0 は、図 2 の電子決済利用支援装置 1 0 0 と同じ構成を有するので、図 2 を用いて説明する。

【 0 0 9 9 】

順位付け部 1 0 4 は、利用者 U の決済手段の利用履歴を示す履歴情報を用いて決済手段の優先順位を決める。

10

20

30

40

50

【 0 1 0 0 】

決済情報の利用履歴を示す履歴情報は、利用者Uの各決済手段の利用日、利用店舗、および利用額などの少なくともいずれか一つを含む。順位付け部104は、例えば、利用者Uが、利用回数が多い、または利用頻度が高い決済手段の優先順位を高くすることができる。あるいは、順位付け部104は、利用者Uが、利用回数が多い、または利用頻度が高い店舗で利用可能な決済手段の優先順位を高くしてもよい。

【 0 1 0 1 】

提示部106は、例えば、上記実施形態の順位付け部104により決定された優先順位が同順位になった決済手段について、利用者Uが、利用回数が多い、または利用頻度が高い店舗で利用可能な決済手段の優先順位を高くしてもよい。

10

【 0 1 0 2 】

本実施形態によれば、順位付け部104により利用者Uの決済手段の利用履歴を示す履歴情報を用いて決済手段の優先順位が決定される。このため、利用者Uがよく利用する決済手段の優先順位を高くすることができるので、おすす画面160では利用者の嗜好や行動パターンにあった提案ができる。例えば、利用者Uが当該決済手段の利用ポイントを集めているような場合にもおすす画面160で当該決済手段が上位に位置付けされるため便利である。このように利用者にとって利便性が高く、快適な提案ができる。

【 0 1 0 3 】

(第6の実施の形態)

<システム概要>

20

図24は、本実施形態に係る電子決済システム1の概要を説明するための図である。上記実施形態では、ユーザ端末20に各決済会社の決済手段の決済処理用アプリケーション52がインストールされていたが、本実施形態ではユーザ端末20に各決済会社の決済手段の決済処理用アプリケーション52をインストールせずに、各決済会社の決済手段をユーザ端末20で利用できる点で相違する。本実施形態の電子決済システム1の電子決済利用支援装置100(図24のサーバ10)は、上記実施形態のいずれかと同じ構成を含む。

【 0 1 0 4 】

<機能構成例>

図25は、本実施形態の電子決済利用支援装置100の論理的な構成例を示す機能ブロック図である。電子決済利用支援装置100は、図2の構成に加え、さらに、送信部112を備える。送信部112は、利用者Uにより利用すると選択された決済手段による決済を行う決済会社に対して、店舗で利用者Uが利用した当該決済会社の決済手段の決済情報128を送信する。

30

【 0 1 0 5 】

以下、図24および図25を用いて電子決済システム1の動作について説明する。

図24の電子決済システム1において、サーバ10(図25の電子決済利用支援装置100に相当)は、利用者Uのユーザ端末20と、各決済会社のコンピュータ40(図中、決済会社A、B、Cのコンピュータを40A、40B、40Cとそれぞれ示す。以下、特に区別する必要がない場合は、単に決済会社のコンピュータ40とも呼ぶ。)との間のゲートウェイとして機能する。サーバ10は、ユーザ端末20に複数の決済手段の利用を実現するポータルサイトを提供する。ユーザ端末20は、ブラウザを用いて電子決済利用支援装置100のポータルサイトへアクセスできる。アプリケーションを用いる場合には、ユーザ端末20には、上記実施形態の図4の電子決済利用支援プログラム50のみがインストールされていればよく、各社の決済処理用アプリケーション52は不要となる。

40

【 0 1 0 6 】

<動作例>

本実施形態では、決済手段が二次元コード決済の場合について説明するが、決済手段はこれに限定されない。上記実施形態と同様に、電子決済利用支援装置100の提示部106は、利用者Uのユーザ端末20におすす画面160を表示させ、複数の決済手段の中から、最適な決済手段を提案し、利用する決済手段を選択させる。ここでは、利用者Uに

50

よりB社の決済手段が選択されたとすると(ステップS401)、ユーザ端末20に提示部106は支払金額の決済処理のための二次元コード表示画面190を表示する。

【0107】

上記実施形態では、この二次元コード表示画面190には、決済会社Bの決済処理用アプリケーション52bにより生成されたB社決済のための情報を含む二次元コードが表示されていた。本実施形態では、ポータルサイト上で複数の決済会社の中から利用者Uが決済手段を選択すると、サーバ10の提示部106は、B社決済のためにB社Payアプリ52bに代わって生成した決済情報を含む二次元コードをユーザ端末20の表示装置120に二次元コード表示画面190に表示させる。ここでは、B社Pay決済のための決済情報を含む二次元コードが生成されて表示される。具体的には、二次元コードは、利用者Uの利用者情報と、決済手段にB社Pay決済を用いることを示す情報を含む。

10

【0108】

二次元コードを介したユーザ端末20と店舗端末30との間の決済のための情報の交換方法は、大きく分けて2つあり、CPM(Consumer Presented Mode)方式とMPM(Merchant Presented Mode)方式がある。CPM方式では、決済のための情報を含む二次元コードをユーザ端末20に表示させて店舗端末30で読み取る。MPM方式は、さらに2つの方式がある。1つは、支払い金額などの情報を含む二次元コードを店舗端末30に表示させて、ユーザ端末20に読み取らせる方式である。もう1つは、店舗に提示されている店舗固有の二次元コードをユーザ端末20に読み取らせる方式である。

【0109】

ここでは、CPM方式を用いた場合について説明する。提示部106によりユーザ端末20には、利用者Uの利用者情報と決済手段にB社Pay決済を用いることを示す情報とを含む二次元コードが二次元コード表示画面190に表示される。この二次元コードは、店舗のバーコードリーダー(不図示)により読み取られ、店舗端末30により支払操作が行われる(ステップS403)。

20

【0110】

そして、店舗端末30は、ユーザ端末20から読み取った二次元コードに含まれる、利用者Uの利用者情報と決済手段にB社Pay決済を用いることを示す情報に、当該決済を特定するための決済識別情報と、支払金額と、店舗情報とを付加してサーバ10に送信する(ステップS404)。

30

【0111】

そして、送信部112は、受信したB社Pay決済を用いることを示す情報に基づいて、転送テーブル70を参照し、決済会社Bの決済会社のコンピュータ40Bを特定して当該決済会社のコンピュータ40Bに決済識別情報と、利用者Uの利用者情報と、支払金額と、店舗情報とを含む決済情報を送信する(ステップS409)。少なくともステップS401、ステップS403、ステップS404、およびステップS409により、B社Pay決済による決済処理を行うことができる。

【0112】

図24の例では、さらに、利用者Uが決済内容を確認するための処理(ステップS403、ステップS405、ステップS407)を含んでいる。この処理は省略することもできる。具体的には、提示部106は、決済確認画面192を当該利用者Uのユーザ端末20の表示装置120に表示させる(ステップS405)。決済確認画面192は、支払金額と決済手段の情報を示す支払情報表示部194と、当該支払情報を確定する操作を受け付ける送信ボタン196と、を含む。なお、支払金額は、サーバ10が店舗端末30から取得したものであってもよいし、店舗端末30からユーザ端末20に二次元コード読み取り時(ステップS403)に送信されたものであってもよい。

40

【0113】

決済確認画面192において利用者Uによる送信ボタン196の押下を受け付けると、送信部112は、ユーザ端末20からサーバ10に決済情報を送信させる(ステップS407)。ここでユーザ端末20からサーバ10に送信される情報は、少なくとも決済識別

50

情報と、利用者Uの利用者情報と、選択された決済手段とを含む。さらに、支払金額、店舗情報などを含んでもよい。

【0114】

この利用者Uによる決済内容の確認を行う場合において、ユーザ端末20からサーバ10に決済に必要な情報（例えば、決済識別情報、利用者Uの利用者情報、選択された決済手段、支払金額、店舗情報）を送信する場合は、ステップS404の店舗端末30からサーバ10には決済に必要な情報を送信する処理は行ってもよいし行わなくてもよい。

【0115】

店舗端末30とユーザ端末20の両者からサーバ10に情報が送信される場合は、サーバ10において、店舗端末30から受信した情報とユーザ端末20から受信した情報の整合性を確認する構成を有してもよい。送信部112は、両者の情報が一致していれば決済情報を対応する決済会社のコンピュータ40に送信する。一方、両者の情報が一致しない場合には、送信部112は決済情報の送信を行わない。サーバ10は、両者の情報が一致しない場合に、店舗端末30およびユーザ端末20の少なくともいずれか一方に一致しない旨を通知する通知部（不図示）をさらに備えてもよい。

10

【0116】

図26は、転送テーブル70のデータ構造の一例を示す図である。転送テーブル70には、決済手段毎に決済情報の送信先の情報が対応付けられている。具体的には決済手段の識別情報（決済手段ID）に、例えば、決済会社のコンピュータ40のIPアドレスなどが対応付けられる。送信部112は、利用者Uにより選択された決済会社の決済手段の識別情報に対応する送信先情報を転送テーブル70から読み出して、決済会社の決済会社のコンピュータ40に決済情報を送信することができる。

20

【0117】

図27は、利用者Uの決済手段の利用に関する情報のデータ構造の例を示す図である。図27(a)の利用決済情報122は、ユーザ端末20が店舗で決済を行った決済手段の利用に関する情報であり、ユーザ端末20からサーバ10に送信される。利用決済情報122は、例えば、決済識別情報（図中、「決済ID」と示す）と、個人IDと、決済日時、店舗ID、支払金額情報、および決済手段情報を含む。個人IDは、利用者Uを特定することができる識別情報であれば特に限定されない。個人IDは、例えば、電子決済システム1の利用登録時に割り当てられた識別情報、ユーザ登録時に指定されたユーザID、およびユーザ端末20の識別情報などのいずれか一つでもよい。

30

【0118】

店舗IDは、利用者Uが決済を行った店舗を特定することができる識別情報であれば特に限定されない。決済手段情報は、決済手段を特定できる情報であれば特に限定されない。ここでは、決済手段情報は、決済手段の識別情報（以後、決済手段IDと呼ぶ）であるとする。

【0119】

なお、この各利用者Uの利用決済情報122は、電子決済利用支援装置100により記憶装置110に蓄積され、上記第5の実施形態の履歴情報として利用することができる。

【0120】

図27(b)の決済情報128は、電子決済利用支援装置100から決済会社のコンピュータ40に転送される情報である。決済情報128は、例えば、決済IDと、個人IDと、決済日時、店舗ID、および支払金額情報を含む。この例では、利用決済情報122と決済情報128は異なるデータ構造としているが、これに限定されず、利用決済情報122と決済情報128は同じデータ構造であってもよい。

40

【0121】

以上、CPM方式を用いた場合について説明した。MPM方式を用いた場合でも基本的には同様であるが、図24のステップS404の店舗端末30からサーバ10への決済情報の送信処理が行われない。ステップS401でB社Pay決済が選択されると、ユーザ端末20では、店舗端末30に表示される二次元コード（支払金額を含む）、または店舗

50

に掲示されている二次元コード（支払金額は含まない）を読み込む。

【0122】

前者（店舗端末30に二次元コードを表示）の場合、ユーザ端末20は、二次元コードから、支払金額と、店舗情報を取得し（ステップS403）、表示装置120に決済確認画面192を表示させる（ステップS405）。そして、ユーザの確認操作として送信ボタン196の押下を受け付けるとサーバ10に決済情報を送信する（ステップS407）。サーバ10では、ユーザ端末20から送信された決済情報に基づいて、決済処理として、送信部112が決済会社Bの決済会社のコンピュータ40Bに決済情報を送信する（ステップS409）。

【0123】

後者（店舗に二次元コードを掲示）の場合、ユーザ端末20は、二次元コードから店舗情報を取得する（ステップS403）。そして、提示部106は、ユーザ端末20に、利用者Uに支払金額を入力される入力画面（不図示）を表示させる。そして、利用者Uが支払金額を入力すると、提示部106は、ユーザ端末20に決済確認画面192を表示させ、以下同様に動作する。

【0124】

また、上記第2の実施形態で説明したように、複数の決済手段が選択された場合は、提示部106は、複数の決済手段による決済処理を行うための決済情報（選択された複数の決済手段を用いて決済処理を行うことを示す決済情報）を含む二次元コードを二次元コード表示画面190に表示する。つまり、上記実施形態では、複数の決済手段が選択された場合には、各社の決済処理用アプリケーション52によってそれぞれ生成された二次元コードを複数表示させていたが、本実施形態では、複数の決済手段が選択された場合でも、1つの二次元コードで支払いを完了させることができる。

【0125】

そして、店舗端末30により支払操作が行われた後、送信部112は、選択された複数の決済手段に対応する送信先情報をそれぞれ取得する。そして、各決済手段に対応する決済金額を各決済手段の決済会社のコンピュータ40に振り分けて決済情報128をそれぞれ生成して送信する。この振り分け処理については、上記した第2実施形態と同様に行うことができる。

【0126】

各決済手段の決済会社は、電子決済利用支援装置100から受信した決済情報128に基づいて、対応する店舗に対して決済金額を支払うことができる。

【0127】

以上説明したように、本実施形態によれば、送信部112により、店舗で利用者が利用した決済手段の決済情報を当該決済手段の決済会社のコンピュータ40に送信することができる。また、複数の決済手段が選択された場合には、提示部106により、1つの二次元コードがユーザ端末20に表示される。そして、送信部112により決済金額を振り分けて決済情報を各決済会社のコンピュータ40に送信できる。

【0128】

このように、本実施形態によれば、上記実施形態と同様な効果を奏するとともに、さらに、店舗側は決済会社に対して決済手続きを行う必要がないので効率がよく、利便性も高い。さらに、複数の決済手段を利用する場合には、1つの二次元コードを読み取るだけで決済手続きを完了させることができるので、利用者Uにとっても利便性が高い。

【0129】

以上、図面を参照して本発明の実施形態について述べたが、これらは本発明の例示であり、上記以外の様々な構成を採用することもできる。

たとえば、上記の各実施形態の所定の規則は、各条件を組み合わせることができる。

例えば、利用額が所定金額を超えると特典が与えられる決済手段があった場合、順位付け部104は、当該決済手段が所定金額に達しているか否かを判定し、所定金額に達している場合は、当該決済手段の優先順位を下げるることができる。言い換えると、順位付け部

10

20

30

40

50

104は、決済手段の利用特典が得られる条件を満たすか否かを判定し、利用特典が得られる条件を既に満たした決済手段の優先順位を下げる。

【0130】

この構成によれば、利用者Uの状況に適した決済手段を提示することができる。

【0131】

また、図6の店舗別決済手段テーブル130を、さらに、店舗のカテゴリ別に分けた図20のカテゴリ別店舗決済手段テーブル132を用いて、利用者Uの利用店舗のカテゴリ選択を受け付ける構成を有してもよい。カテゴリ別店舗決済手段テーブル132は、カテゴリ別の店舗毎に利用可能な決済手段を対応付けて記憶している。

【0132】

選択部102は、事前に、店舗利用前、および適時、利用者Uにより選択されたカテゴリの店舗で利用可能な決済手段をカテゴリ別店舗決済手段テーブル132を参照して取得し、決済手段の選択処理を行ってもよい。

【0133】

この構成によれば、利用者Uがよく利用する店舗のカテゴリを予め選択しておくことで、利用者Uの嗜好に合った店舗で決済手段を推奨できる。

【実施例】

【0134】

(実施例1)

図21は、実施例1のおすすめ画面200の一例を示す図である。

おすすめ画面200は、選択部102により選択された複数の決済手段を順位付け部104により決定された優先順位で含んでいる。この例では、おすすめ画面200は、表示種別選択用プルダウンメニュー202と、店舗選択用プルダウンメニュー204と、各決済情報の優先順位の順位表示部206と、各決済手段の情報表示部210と、各決済手段の名称表示部214と、各決済手段の利用登録状況表示部212、216と、を含む。利用登録状況表示部212には、利用登録されていない決済手段であることを示す「未契約」が表示され、利用登録状況表示部216には、利用登録済みの決済手段であることを示す「利用可」が表示されている。

【0135】

表示種別選択用プルダウンメニュー202は、表示を店舗別に行うか、利用者Uの現在位置周辺、言い換えるとエリア別に行うか、店舗のカテゴリ別に行うか、等の表示種別の選択を受け付ける。店舗選択用プルダウンメニュー204は、表示種別選択用プルダウンメニュー202で選択された表示種別に対応する複数の店舗の中から表示する店舗の選択を受け付ける。なお、利用者Uの周辺の複数の店舗のすべての店舗で利用可能な決済手段を表示させたい場合は、「すべて」または「指定なし」などを選択できるようにしてもよい。

【0136】

決済手段の名称表示部214は、当該決済手段の決済処理用アプリケーション52をインストールする操作を受け付ける操作ボタン、または、当該決済手段の利用登録を行えるウェブサイトのリンクを含んでもよい。

【0137】

(実施例2)

図22は、実施例2のおすすめ画面300の一例を示す図である。おすすめ画面300は、特定部108により位置情報に基づき特定された複数の店舗で利用可能な決済手段に関する情報を含んでいる。おすすめ画面300は、位置情報入力部302と、検索ボタン304と、特定された店舗の名称を距離順に表示する店名表示部310と、特定された店舗の名称を五十音順に表示する店名表示部320、各店舗で利用可能な各決済手段を示すロゴマークが表示される決済手段表示部332と、各店舗の地図情報の表示画面を開くための操作ボタン330と、を含む。

【0138】

10

20

30

40

50

位置情報入力部 302 は、デフォルトが「現在地」となっている。「現在地」と表示されている状態で、検索ボタン 304 が押下されると、特定部 108 は、現在の位置情報の周辺の複数の店舗を特定する。選択部 102 により各店舗が利用可能な決済手段が選択され、決済手段表示部 332 に対応する決済手段を示すロゴマークが表示される。このとき、利用者 U が利用可能な決済手段のロゴマークは、強調表示され、利用者 U が利用登録していない決済手段のロゴマークは、通常表示、または、色を薄くして表示されてもよい。

【0139】

位置情報入力部 302 は、さらに、利用者 U が任意に入力する、住所の少なくとも一部、店舗名、地名等のキーワードを受け付けてもよい。検索ボタン 304 が押下されると、位置情報入力部 302 に入力された情報を元に位置を特定し、特定された位置の周辺の店舗を特定する。

10

【0140】

各店名表示部 310、320 は、図 21 の店舗毎の決済手段のおすすめ画面 200 を表示させる操作を受け付ける操作受付部（リンク）を含んでもよい。

【0141】

操作ボタン 330 を押下すると、図 23 の地図情報画面 400 が表示される。地図情報画面 400 は、地図が最寄りの店舗を表示していることを示す説明欄 402 と、地図表示部 410 と、各店舗までの距離情報表示部 420 と、を含む。さらに、地図表示部 410 には、位置情報の周辺の地図情報と、基準となる位置（例えば、現在位置）を示すアイコン 412 と、各店舗の位置を示すアイコン 414 と、が表示される。

20

【0142】

また、優先順位が最上位の店舗 X の位置を示すアイコン 414 が強調表示され、他の店舗のアイコン 414 は、通常表示されてもよい。

【0143】

以上、実施形態および実施例を参照して本願発明を説明したが、本願発明は上記実施形態および実施例に限定されるものではない。本願発明の構成や詳細には、本願発明のスコープ内で当業者が理解し得る様々な変更をすることができる。

なお、本発明において利用者および事業者に関する情報を取得および/または利用する場合は、これを適法に行うものとする。

【0144】

30

以下、参考形態の例を付記する。

1. 利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択する選択手段と、

選択された前記決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決める順位付け手段と、

前記順位付け手段により決定された前記優先順位を付けて前記決済手段を当該利用者に提示する提示手段と、

を備える電子決済利用支援装置。

2. 1. に記載の電子決済利用支援装置において、

前記提示手段は、前記優先順位が最上位の決済手段の決済に関する条件を示す決済条件に従い、当該最上位の決済手段とは別の決済手段を併せて当該利用者に提示する、電子決済利用支援装置。

40

3. 1. または 2. に記載の電子決済利用支援装置において、

前記選択手段は、前記利用者が現在居る前記店舗で利用可能な決済手段を全て選択し、

前記順位付け手段は、選択された決済手段に対して、前記優先順位を決定し、

前記提示手段は、前記決済手段のうち、前記利用者が利用可能でない決済手段については、利用可能でないこと示す情報とともに提示する、電子決済利用支援装置。

4. 1. から 3. のいずれか一つに記載の電子決済利用支援装置において、

前記利用者の位置情報から周辺の店舗を特定する特定手段をさらに備え、

前記選択手段は、前記利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、特定された前記店舗のいずれかで利用可能な決済手段を選択し、

50

前記順位付け手段は、選択された前記決済手段に対して、各前記店舗の特典情報に基づき、前記優先順位を決定し、

前記提示手段は、前記優先順位が最上位の決済手段を利用可能な店舗を当該利用者に提示する、電子決済利用支援装置。

5. 1. から 4. のいずれか一つに記載の電子決済利用支援装置において、

前記利用者の入力を用いて前記所定の規則を設定する設定手段をさらに備える、電子決済利用支援装置。

6. 1. から 5. のいずれか一つに記載の電子決済利用支援装置において、

前記順位付け手段は、前記利用者の前記決済手段の利用履歴を示す履歴情報を用いて前記決済手段の前記優先順位を決める、電子決済利用支援装置。

10

7. 1. から 6. のいずれか一つに記載の電子決済利用支援装置において、

利用すると選択された前記決済手段による決済を行う決済会社に、前記店舗で前記利用者が利用した当該決済会社の前記決済手段の決済情報を送信する送信手段、をさらに備える、電子決済利用支援装置。

8. 7. に記載の電子決済利用支援装置において、

前記提示手段は、前記利用者による複数の前記決済手段の利用の選択を受け付けたとき、選択された前記複数の決済手段による決済処理を行うための決済情報を含む一つの二次元コードを提示し、

前記送信手段は、前記複数の決済手段に決済金額を振り分けて決済情報を生成して各前記決済手段に対応する前記決済会社に送信する、電子決済利用支援装置。

20

【 0 1 4 5 】

9. 電子決済利用支援装置が、

利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択し、

選択された前記決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決定し、

決定された前記優先順位を付けて前記決済手段を当該利用者に提示する、電子決済利用支援方法。

10. 9. に記載の電子決済利用支援方法において、

前記電子決済利用支援装置が、

前記優先順位が最上位の決済手段の決済に関する条件を示す決済条件に従い、当該最上位の決済手段とは別の決済手段を併せて当該利用者に提示する、電子決済利用支援方法。

30

11. 9. または 10. に記載の電子決済利用支援方法において、

前記電子決済利用支援装置が、

前記利用者が現在居る前記店舗で利用可能な決済手段を全て選択し、

選択された決済手段に対して、前記優先順位を決定し、

前記決済手段のうち、前記利用者が利用可能でない決済手段については、利用可能でないこと示す情報とともに提示する、電子決済利用支援方法。

12. 9. から 11. のいずれか一つに記載の電子決済利用支援方法において、

前記電子決済利用支援装置が、さらに、

前記利用者の位置情報から周辺の店舗を特定し、

前記利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、特定された前記店舗のいずれかで利用可能な決済手段を選択し、

40

選択された前記決済手段に対して、各前記店舗の特典情報に基づき、前記優先順位を決定し、

前記優先順位が最上位の決済手段を利用可能な店舗を当該利用者に提示する、電子決済利用支援方法。

13. 9. から 12. のいずれか一つに記載の電子決済利用支援方法において、

前記電子決済利用支援装置が、さらに、

前記利用者の入力を用いて前記所定の規則を設定する、電子決済利用支援方法。

14. 9. から 13. のいずれか一つに記載の電子決済利用支援方法において、

50

前記電子決済利用支援装置が、
前記利用者の前記決済手段の利用履歴を示す履歴情報を用いて前記決済手段の前記優先順位を決める、電子決済利用支援方法。

15. 9. から 14. のいずれか一つに記載の電子決済利用支援方法において、

前記電子決済利用支援装置が、さらに、

利用すると選択された前記決済手段による決済を行う決済会社に、前記店舗で前記利用者が利用した当該決済会社の前記決済手段の決済情報を送信する、電子決済利用支援方法。

16. 15. に記載の電子決済利用支援方法において、

前記電子決済利用支援装置が、

前記利用者による複数の前記決済手段の利用の選択を受け付けたとき、選択された前記複数の決済手段による決済処理を行うための決済情報を含む一つの二次元コードを提示し、前記複数の決済手段に決済金額を振り分けて決済情報を生成して各前記決済手段に対応する前記決済会社に送信する、電子決済利用支援方法。

【0146】

17. コンピュータに、

利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、当該利用者が現在居る店舗で利用可能な決済手段を選択する手順、

選択された前記決済手段について、所定の規則に従い優先順位を決定する手順、

決定された前記優先順位を付けて前記決済手段を当該利用者に提示する手順、を実行させるためのプログラム。

18. 17. に記載のプログラムにおいて、

前記優先順位が最上位の決済手段の決済に関する条件を示す決済条件に従い、当該最上位の決済手段とは別の決済手段を併せて当該利用者に提示する手順、をコンピュータに実行させるためのプログラム。

19. 17. または 18. に記載のプログラムにおいて、

前記利用者が現在居る前記店舗で利用可能な決済手段を全て選択する手順、

選択された決済手段に対して、前記優先順位を決定する手順、

前記決済手段のうち、前記利用者が利用可能でない決済手段については、利用可能でないこと示す情報とともに提示する手順、をコンピュータに実行させるためのプログラム。

20. 17. から 19. のいずれか一つに記載のプログラムにおいて、

前記利用者の位置情報から周辺の店舗を特定する手順、

前記利用者が利用可能な複数の決済手段の中から、特定された前記店舗のいずれかで利用可能な決済手段を選択する手順、

選択された前記決済手段に対して、各前記店舗の特典情報に基づき、前記優先順位を決定する手順、

前記優先順位が最上位の決済手段を利用可能な店舗を当該利用者に提示する手順、をコンピュータに実行させるためのプログラム。

21. 17. から 20. のいずれか一つに記載のプログラムにおいて、

前記利用者の入力を用いて前記所定の規則を設定する手順をコンピュータに実行させるためのプログラム。

22. 17. から 21. のいずれか一つに記載のプログラムにおいて、

前記利用者の前記決済手段の利用履歴を示す履歴情報を用いて前記決済手段の前記優先順位を決める手順をコンピュータに実行させるためのプログラム。

23. 17. から 22. のいずれか一つに記載のプログラムにおいて、

利用すると選択された前記決済手段による決済を行う決済会社に、前記店舗で前記利用者が利用した当該決済会社の前記決済手段の決済情報を送信する手順をコンピュータに実行させるためのプログラム。

24. 23. に記載のプログラムにおいて、

前記利用者による複数の前記決済手段の利用の選択を受け付けたとき、選択された前記複数の決済手段による決済処理を行うための決済情報を含む一つの二次元コードを提示す

10

20

30

40

50

る手順、

前記複数の決済手段に決済金額を振り分けて決済情報を生成して各前記決済手段に対応する前記決済会社に送信する手順、をコンピュータに実行させるためのプログラム。

【符号の説明】

【 0 1 4 7 】

1	電子決済システム	
3	通信ネットワーク	
10	サーバ	
20	ユーザ端末	
30	店舗端末	10
40、40A、40B、40C	決済会社	
50	電子決済利用支援プログラム	
52	決済処理用アプリケーション	
52a	A社Payアプリ	
52b	B社Payアプリ	
52c	C社Payアプリ	
70	転送テーブル	
100	電子決済利用支援装置	
102	選択部	
104	順位付け部	20
106	提示部	
108	特定部	
110	記憶装置	
112	送信部	
120	表示装置	
122	利用決済情報	
128	決済情報	
130	店舗別決済手段テーブル	
132	カテゴリ別店舗決済手段テーブル	
140	優先順位付け規則設定情報	30
142	ユーザ情報	
144	利用限度情報	
152	決済手段別情報	
154	キャンペーン情報	
160	おすすめ画面	
162	順位	
164	ロゴマーク	
166	名称表示部	
168	強調表示	
170	キャンペーン情報表示欄	40
172a	利用登録状況表示部	
172b	利用登録状況表示部	
180	店舗情報表示部	
190	二次元コード表示画面	
192	決済確認画面	
194	支払情報表示部	
196	送信ボタン	
200	おすすめ画面	
202	表示種別選択用プルダウンメニュー	
204	店舗選択用プルダウンメニュー	50

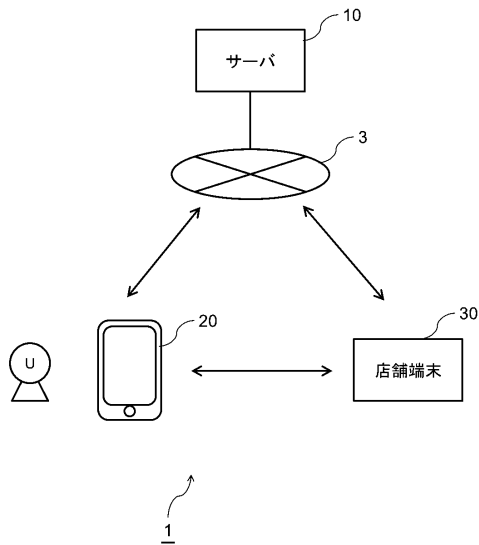
- 2 0 6 順位表示部
- 2 1 0 情報表示部
- 2 1 2 利用登録状況表示部
- 2 1 4 名称表示部
- 2 1 6 利用登録状況表示部
- 3 0 0 おすすめ画面
- 3 0 2 位置情報入力部
- 3 0 4 検索ボタン
- 3 1 0 店名表示部
- 3 2 0 店名表示部
- 3 3 0 操作ボタン
- 3 3 2 決済手段表示部
- 4 0 0 地図情報画面
- 4 0 2 説明欄
- 4 1 0 地図表示部
- 4 1 2、4 1 4 アイコン
- 4 2 0 距離情報表示部
- 1 0 0 0 コンピュータ
- 1 0 1 0 バス
- 1 0 2 0 プロセッサ
- 1 0 3 0 メモリ
- 1 0 4 0 ストレージデバイス
- 1 0 5 0 入出力インタフェース
- 1 0 6 0 ネットワークインタフェース

10

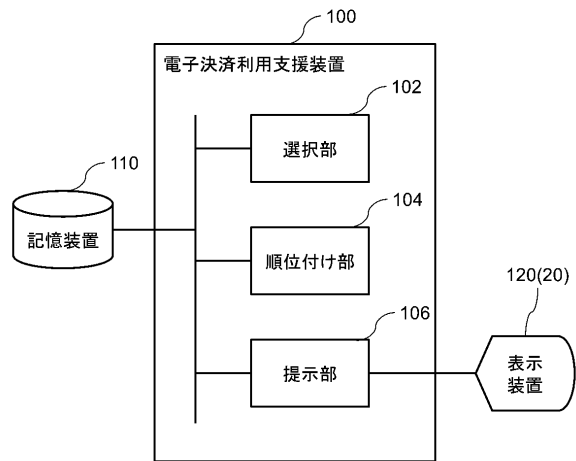
20

【図面】

【図 1】



【図 2】

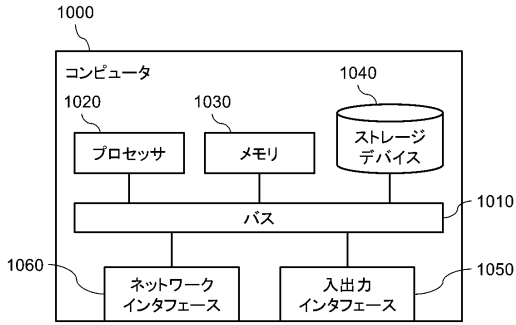


30

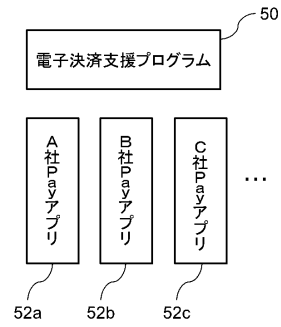
40

50

【図3】



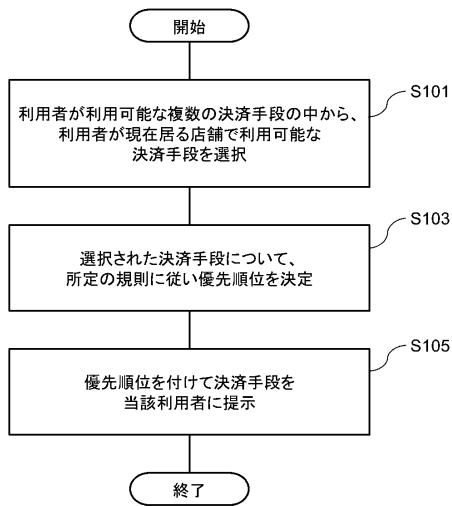
【図4】



10

20

【図5】



【図6】

130

	A	B	C	...
店舗Sa	○		○	...
店舗Sb	○	○	○	...
店舗Sc	○	○		...
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

30

40

50

【 図 7 】

140

条件	優先順位
還元率	2
キャンペーンの有無	1
ポイント付与率	3
⋮	⋮

【 図 8 】

(a)

152決済手段別情報

	A	B	C	...
還元率	0.5%	0.5%	2.0%	...
キャンペーン	C001	C002	-	...

10

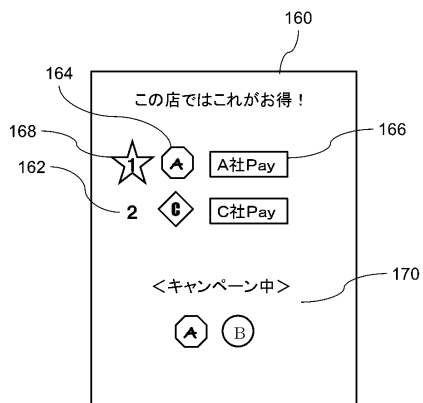
(b)

154 キャンペーン情報

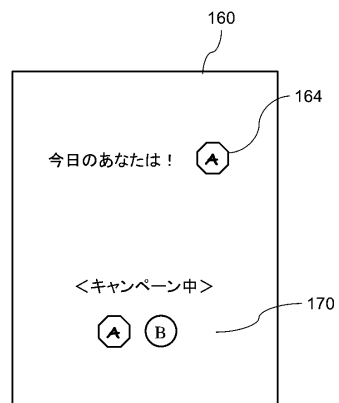
キャン ペーン D	C001	...
期間	YYYY/MM/DD~YYYY/MM/DD	...
内容	決済金額の20%還元	...
制限	上限額10,000円	...
ポイント	Aポイント5%	...
クーポン 情報	なし	...
追加情 報	なし	...

20

【 図 9 】



【 図 10 】

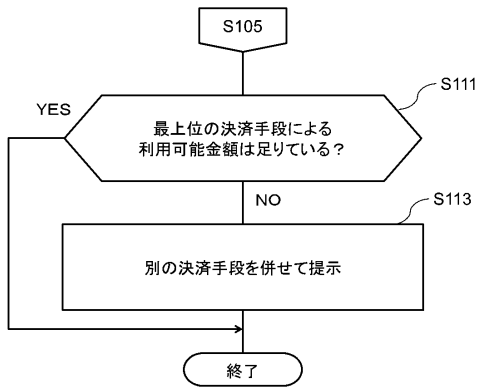


30

40

50

【図 1 1】



【図 1 2】

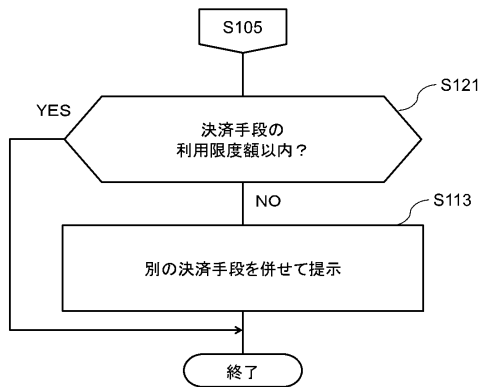
142 ユーザ情報

	A	B	C	D	...
利用可能額 (残高)	1000	1500	2000	-	...
キャンペーン 上限残高	3500	-	1000	-	...

10

20

【図 1 3】



【図 1 4】

144 利用限度情報

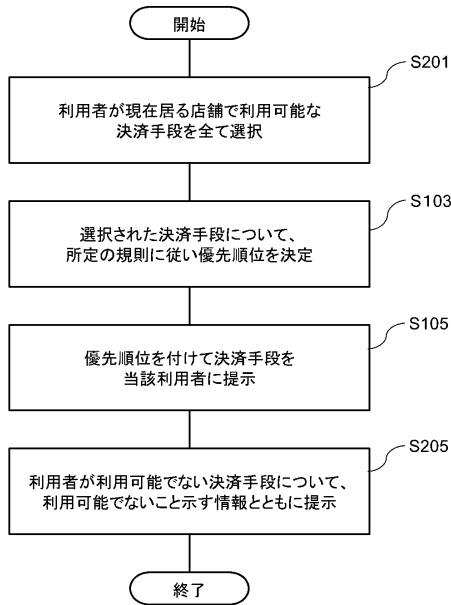
	利用限度額
A	3000
B	5000
C	5000
⋮	⋮

30

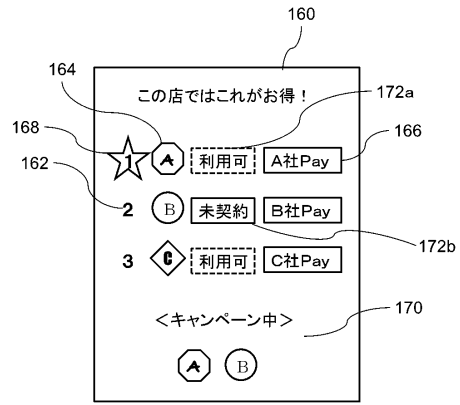
40

50

【図 15】



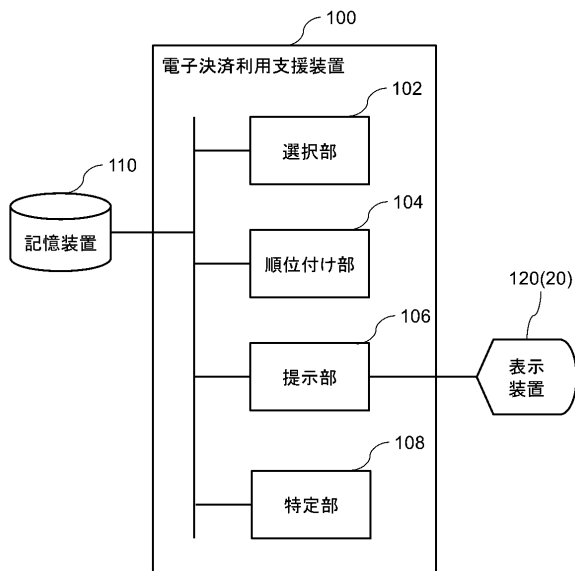
【図 16】



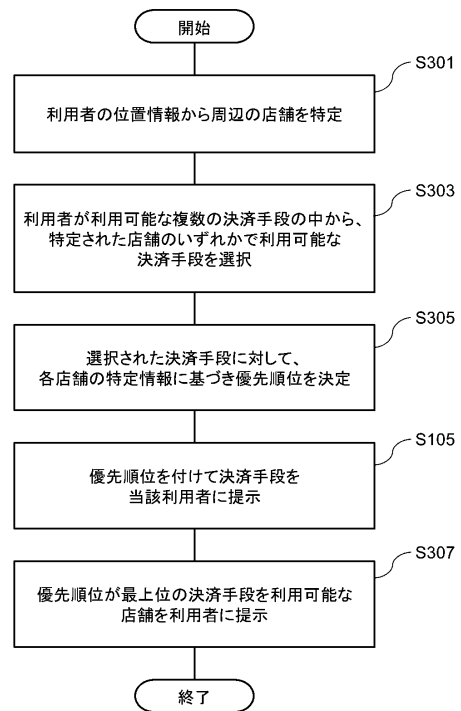
10

20

【図 17】



【図 18】

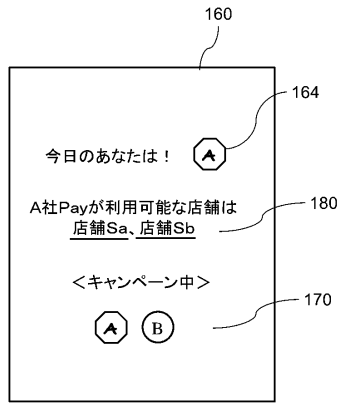


30

40

50

【図19】



【図20】

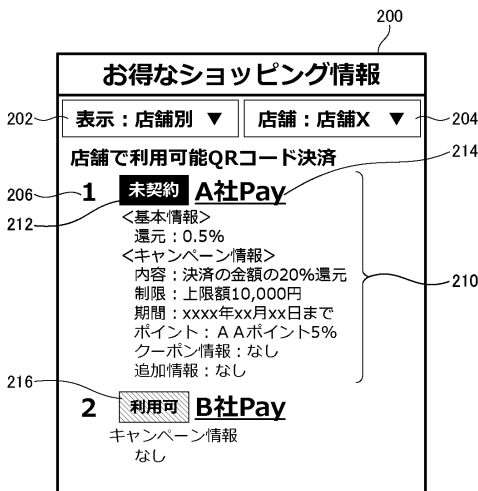
132

分類		A	B	C	...
コンビニ	店舗Sa	○		○	...
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
ドラッグストア	店舗Sb	○	○	○	...
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
飲食店	店舗Sc	○	○		...
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

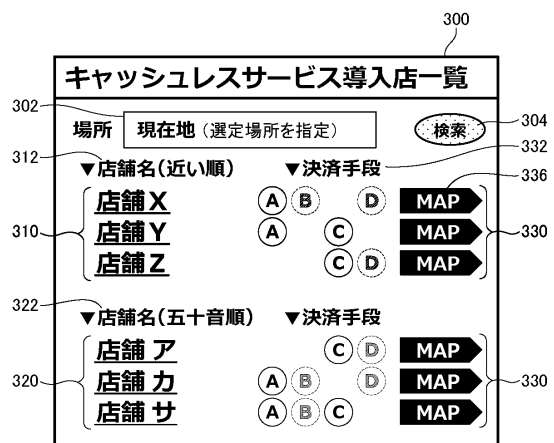
10

20

【図21】



【図22】

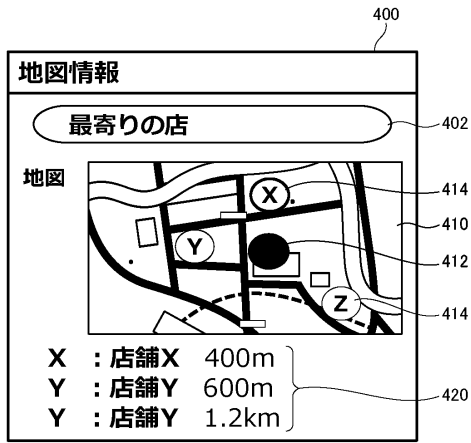


30

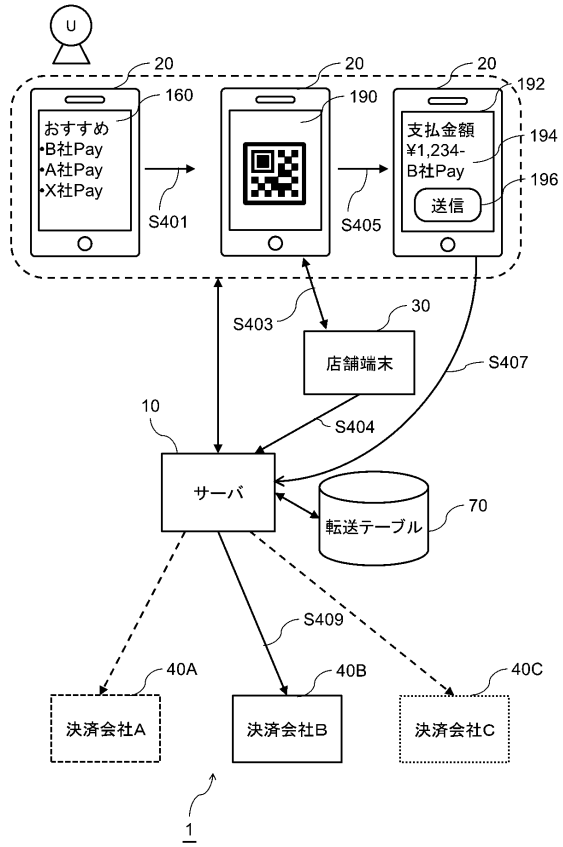
40

50

【図 2 3】



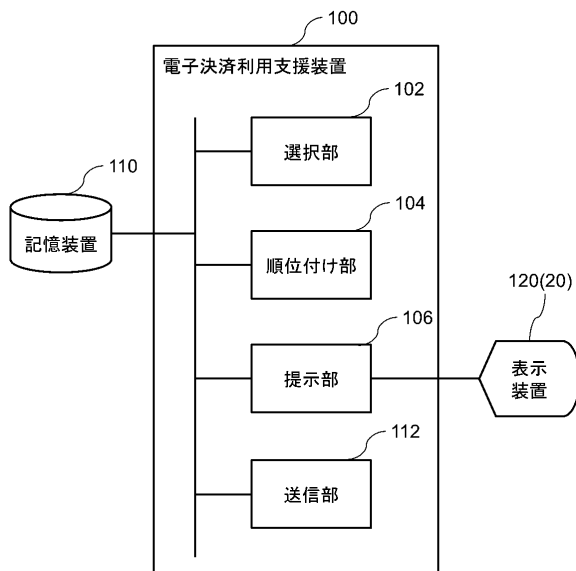
【図 2 4】



10

20

【図 2 5】



【図 2 6】



30

40

50

【 図 2 7 】



10



20

30

40

50

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2009-181224(JP,A)
特開2017-097755(JP,A)
国際公開第2018/128023(WO,A1)
特開2019-164691(JP,A)
特開2018-200551(JP,A)
特開2007-141055(JP,A)
国際公開第2009/084113(WO,A1)
- (58)調査した分野 (Int.Cl., DB名)
G06Q 10/00 - 99/00